

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅶ－2－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部署名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課 課長 田中 規倫 福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長 吉田 昌司
福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2: 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること					
○ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、一億総活躍社会の実現を目指しており、その重要な政策の柱として、「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設等の整備と併せ、必要な介護人材確保に取り組むとされている。具体的には、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人人材の受入環境整備など総合的な取組を進めている。					
【①介護職員の処遇改善】 ・ 介護職員の処遇改善については、これまで累次にわたり、介護報酬改定で対応してきているところであるが、令和元年10月からは、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を実施。また、令和4年10月からは、介護職員の収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置を実施、令和6年度報酬改定では、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げた。 ・ 介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を実施					
【②多様な人材の確保・育成】 ・ 介護福祉士養成施設や福祉系高校に通う学生に対する修学資金や実務者研修受講資金、他業種で働いていた者が介護分野に就職する際の就職支援金及び介護職員等の再就職準備金の貸付による支援 ・ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の職場体験支援、マッチングまでの一体的支援 ・ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ・ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援					
【③離職防止、定着促進、生産性向上】 ・ 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口の設置 ・ 仕事と育児や介護との両立支援(介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援。人員配置基準等において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする) ・ 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進 ・ オンライン研修の導入支援 ・ 介護助手としての就労、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施 ・ 生産性向上に係る取組の推進(介護報酬上の評価の新設等)					
【④介護職の魅力向上】 ・ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進 ・ 介護の仕事の社会的評価の向上を図るため、イベント、テレビ、新聞、SNSを活かした取組等を通じて全国に向け介護の仕事の魅力を発信					
【⑤外国人人材の受入環境整備】 ・ 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等) ・ 介護福祉士国家試験に向けた学習支援(多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催) ・ 海外12か国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施 ・ 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR ・ 働きやすい職場環境の構築支援(国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等)					
【⑥障害福祉人材の確保等】 ○ 障害福祉サービスを安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保・定着が重要であり、障害福祉サービス等報酬の改定等により、処遇改善、職場環境の改善、仕事と育児や介護との両立支援等に取り組んでいる。 ・ 福祉・介護職員の処遇改善、経験・技能のある職員に重点化を図った更なる処遇改善の実施 ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進の取組として、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣することなどにより加算の取得を支援する事業に対する補助の実施 ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化 ・ 都道府県が地域の関係機関等と連携しつつ、障害福祉分野の就職フェア等を開催する事業に対する補助を実施					
いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年に向けて高齢者人口が急速に増加し、それ以降は高齢者人口が緩やかになる一方で、生産年齢人口の減少が加速し、2040年には高齢者人口はピークを迎えるとされる中で、介護人材確保は喫緊の課題。第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和22(2040)年度には約272万人となり、令和4(2022)年度の215万人と比べて、新たに約57万人が必要となっている。また、直近(2022年度)の介護職員の数は、約215万人となっている。					
外国人介護人材の在留者数は、EPA介護福祉士・候補者が3,074人(令和6年6月1日時点)、在留資格「介護」が9,328人(令和5年12月末時点)、技能実習が15,909人(令和5年12月末時点)、特定技能が31,453人(令和6年2月末時点)となっている。					
障害者自立支援法(※)が施行された平成18年度以降、障害福祉サービス等の利用者数は3倍以上に増加しており、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は2倍以上となっている。 ※平成25年4月1日から「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正されている。					
施策実現のための課題	1	○ 第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の需要を踏まえると、令和8(2026)年度末までに約25万人(合計で約240万人)と、年間6.3万人程度の介護人材の伸びが必要であり、総合的な介護人材確保対策に取り組む必要がある。 ○ 現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。			
	2	○ 今後増加が見込まれる外国人介護人材が安心して国内の介護現場で円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。 ○ 介護分野の特定技能外国人人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ○ 外国人介護人材の受入れを検討するに当たり、一部の介護施設等では、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安や、学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった状況もあることから、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定施設等への支援が必要である。			
	3	○ 障害福祉分野の福祉・介護職員数は障害者自立支援法が施行された平成18年度に比べ増加しているものの、障害福祉関係分野の職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっており、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移していることから、人手不足が深刻化していると見られる。			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1	地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組等を実施するとともに、第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の確保に向けて、総合的な介護人材確保対策に取り組む。	○「介護離職ゼロ」の実現に向けて、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、多様な人材の確保・育成等により総合的な介護人材確保に取り組むとされているため。
	(課題1)		○介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況の評価するため。 ○地域包括ケアシステムの実現のための取組を進めており、地域の実情に応じて、資質の向上等の計画を実行するために地域医療介護総合確保基金等により措置されているため。
	目標2	「特定技能」については、令和6年3月29日に、令和6年度から5年間の介護分野における受入れ見込数を13.5万人とすることを閣議決定するなど、外国人介護人材の受入れの必要性が高まっていることを踏まえ、引き続き外国人介護人材の活用を適切に進める。	○ 特定技能制度の趣旨を踏まえ、人手不足の状況判断するための客観的な指標及び動向や法務省から提供される介護分野における在留外国人数等に照らし、介護分野における人手不足の状況について継続的かつ的確に把握・分析することで、状況に応じた必要な措置を講じる必要があるため。
	(課題2)		○ 介護分野における特定技能外国人材の受入れに際し、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようし、各地域の事業者が必要な特定技能外国人材を受け入れることができるようにしていくことが必要であるため。 ○ 特定技能以外の制度により介護に従事する場合も含め、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習環境の整備や介護技能に関する研修、介護業務に関する相談支援の実施による受入環境の整備を推進する必要があるため。
	目標3	障害福祉人材の確保・定着に向けて、職員の処遇改善に取り組む。	○ 利用者本位の質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していく観点から、障害福祉人材の確保・定着が必要であり、職員の処遇改善に取り組んでいく必要があるため。
	(課題3)		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
○1	介護職員数 (アウトカム)	215万人	令和4年度	240万人	令和8(2026)年度末	216万人	222万人	227万人	233万人	228万人	・ 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において「2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人を確保することとしており、それを含めた231万人を確保すること」を目標とした(第6期介護保険事業計画(2015～2018年度)に基づいた目標)。 ・ 第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020(令和2)年度末には約216万人、2025(令和7)年度末には約245万人が必要となることから、目標値を修正。 ・ 第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2023(令和5)年度末には約233万人、2025(令和7)年度末には約243万人が必要となることから、目標値を修正。 ・ 第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2024(令和6)年度末には約228万人、2026(令和8)年度末には約240万人が必要となることから、目標値を修正。 ・ 2022(令和4年)年度の約215万人に対して、2026(令和8)年度末までに約25万人、年間6.3万人程度の介護人材を確保する必要がある。 ※介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業における従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。	社会保険審議会福祉部会において、2025年に向けた介護人材の総合的な確保方策の策定の一環として、介護職員の需給推計の継続的な実施が提言されていることから、各期の介護保険事業計画に基づき介護職員の需給推計をおこなっている。2024年7月に公表した第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)に基づく介護職員の需給推計の結果、2026(令和8)年度末に約240万人が必要となることから、当該数値を目標値として設定している。
2	「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数 (アウトカム)	329人	令和2年度	令和2(2020)年度と比べて15%増加(378人)	令和6(2024)年度	-	平成30(2018)年度と比べて15%増加(235人)	-	-	令和2(2020)年度と比べて15%増加(378人)	・ 当該事業の成果は直接介護人材確保に結びつくもので引き続き取り組むことが必要であり、下記参考のとおり、先般の新経済・財政再生計画 改革工程表2020においてKPIとされていたことから、引き続き改革工程表2020で設定した増加率を使用し、目標値として設定することとする。 (参考) ・ 新経済・財政再生計画改革工程表2020(令和2年12月18日経済財政諮問会議決定)において、「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業※により介護施設等とマッチングした者を、2021年度までに2018年度と比べて15%の増加を目標としていることから、測定指標に設定。 ※介護未経験者が介護業務の入門的な知識・技術を修得により資質向上を図るとともに、研修受講者と介護施設・事業所とのマッチングを行うことによって、介護分野での雇用やボランティアの参画につなげる。	

3	介護福祉士従事者数 (アウトプット)	1,046,033人	令和4年度	令和4(2022)年度と比べて6%増加 (1,108,795人)	令和6(2024)年度末	平成28 (2016)年度 と比べて 15%増加 (953,028人)	-	-	令和元 (2019)年度 と比べて 10%増加 (1,027,334人)	令和4 (2022)年度 と比べて 6%増加 (1,108,795人)	・ 介護の質を指標として評価することは非常に困難であるが、専門的知識・技能を有し、介護職のグループの中で中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士従事者が増加することは、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む今日において、利用者のニーズに対応できる介護職員の増加につながると考えられ、介護福祉士従事者数について、介護人材の確保目標をもとに、2016年度に対し15%の増加を目標値として設定する。 ・ 第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)から第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)に移行したため、2023年度に2019年度に対し10%の増加を目標値として設定する。 ・ 第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)から第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)に移行したため、2022年度に対し6%の増加を2024年度の目標値として設定する。	社会保障審議会福祉部会において、2025年に向けた介護人材の総合的な確保方策の策定の一環として、介護職員の需給推計の継続的な実施が提言されていることから、各期の介護保険事業計画に基づき介護職員の需給推計をおこなっている。2024年7月に公表した第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)に基づく介護職員の需給推計の結果、2022年(令和4年)の約215万人に対して2024(令和6)年度末には約228万人(6%増)が必要となることから、専門的知識・技能を有する介護福祉士も同様に6%増を目標値として設定。
						969,891人	993,533人	1,046,033人	集計中 (令和7年4月頃公表予定)			
4	介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム)	94.3%	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	94.3%以上	当該加算は、令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行ったもの。 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:加算対象サービスの全請求事業所数 ・分子X:介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数 ※基準年度の基準値については、令和6年度介護報酬改定における加算一本化前の介護職員処遇改善加算の取得率を用いている。	介護職員等の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に介護職員等処遇改善加算が活用されるよう、取得を促進するための様々な取り組みを実施しているところである。 そのため、取得率を常に向上させることを目標とするため、過年度の取得率以上を目標値としている。
(指標4関係参考)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標4(～令和5年度)】	80%	令和2年度	85%	令和5(2023)年度末	-	前年度 (80%)以上	前年度 (82%)以上	85%		< * 令和5年度まで > 当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標4(介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合
						80.0%	82.0%	83.4%	84.7%			
(指標4関係参考)	介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標5(～令和5年度)】	66%	令和2年度	前年度以上	令和5(2023)年度	-	前年度 (66%)以上	前年度 (69%)以上	前年度 (71.4%)以上		< * 令和5年度まで > 当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標4(介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合
						66.4%	69.1%	71.4%	73.6%			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由	
5	介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合					45.8%	46.2%	52.0%	集計中 (令和7年4月頃公表予定)		当該割合のみをもって、介護の質を評価することは困難であるが、ニーズの多様化等が進む介護現場において、専門的知識・技能を有する介護福祉士の割合と介護の質との関連性も考えられることから、参考指標として設定。	
6	介護職員の勤続年数					6.9年	7.0年	7.4年	7.7年		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
7	介護職員の平均賃金(月額)					29.3万円	28.5万円	29.3万円	30.0万円		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	社会事業大学経営等委託費 (昭和21年度)	633百万円	1,151百万円	390百万円	1	学校法人日本社会福祉事業大学において実施する、将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設並びに都道府県・市町村等の職員となる指導的社会福祉事業者(社会福祉のリーダー)の養成に対し補助を行う。 ※社会福祉のリーダー (1)特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー (2)自治体の社会福祉行政のリーダー (3)地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員)	002745
		429百万円	567百万円				
(2)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	15,269百万円	13,483百万円	23,839百万円	-	【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「障害者総合支援法」、「生活保護法」等に規定された社会福祉施設等に対する整備について、都道府県・指定都市・中核市が実施する整備事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。 【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者福祉の向上を図る。なお、心身障害児総合医療療育センターでは肢体不自由児療育技術者の現任訓練、養成等を実施している。 【④点字図書館施設整備】 視覚に障害のある方の意思疎通を支援する日本点字図書館において、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施する。 【⑤全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)施設整備】 国の財産である戸山サンライズについて、老朽化に伴う必要な施設整備を行うことにより、養成・研修事業等を円滑、適切に実施し、障害者の自立更生と福祉の増進を図る。 【⑥国際障害者交流センター施設整備】 国の財産である国際障害者交流センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。	002749 006920
		14,592百万円	11,980百万円				
(3)	民生委員関連経費 (昭和23年度)	45百万円	8百万円	8百万円	-	本経費は①民生委員法に基づき3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことによって地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対する大臣表彰の際の功労賞の作成に必要な経緯費である。	002744
		37百万円	5百万円				
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	1,225百万円 727百万円	1,627百万円 658百万円	1,314百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館等の整備に要する費用の一部を補助する。	002748
(5)	地域福祉活動支援事業費 (昭和31年度)	196百万円	203百万円	203百万円	-	社会福祉法に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常における活動についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取組等の事業に対して補助する。	002737
		196百万円	203百万円				
(6)	地方改善事業 (昭和35年度)	3,624百万円 3,468百万円	3,624百万円 3,602百万円	3,624百万円	-	市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点として基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じた特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対して補助を行う。	002741
(7)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 (昭和36年度)	26,372百万円	27,378百万円	28,272百万円	1	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。	002742
		26,372百万円	27,378百万円				
(8)	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 (昭和40年度)	2,706百万円	2,706百万円	2,706百万円	-	社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の公定価格に依存した低収益構造にあり、社会的に弱い居住者等を擁するため、施設の整備に対して建設資金等を固定金利で提供できるよう、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利息と貸付金利息の差額補填等を予算措置により補給しているもの。	002743
		2,706百万円	2,706百万円				
(9)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,611百万円	4,611百万円	4,611百万円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象：心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率：国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	002750
		4,608百万円	4,608百万円				
(10)	社会福祉職員研修センター経営委託費 (昭和50年度)	30百万円	30百万円	30百万円	1	社会福祉職員研修センター(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)において実施する、都道府県・市町村にて社会福祉事業に従事する職員、公立施設の施設長、社会福祉法人の経営者等に対し社会福祉主事として必要な基礎知識及び技術、施設長として必要な知識及び技術、法人・施設運営に関する専門知識及び技術等を教授する研修に対し補助を行い、社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図っている。	002735
		30百万円	30百万円				
(11)	就労系施設生産活動推進事業 (昭和59年度)	12百万円	12百万円	12百万円	-	・発注者側(国・民間企業等)に対し、全国の就労系事業所の物品販売・役務提供の内容、連絡先、受注可能数等、発注を行うために必要な情報発信をする事業 ・就労系施設の製品開発、販売促進、品質管理等についての指導・研修を実施する事業 ・就労系施設製品の販路の拡大並びに受注の安定を図るため、展示販売を行う事業	002738
		12百万円	12百万円				
(12)	中央福祉人材センター運営事業費 (平成5年度)	53百万円	53百万円	53百万円	1	社会福祉法に基づき設置されている中央福祉人材センターにおいて実施する、全国的な福祉人材情報システムの運営や、各都道府県福祉人材センターの職員研修会や全国会議、ブロック会議の開催、また福祉・介護分野の人材確保にかかる調査等に補助することにより、福祉・介護人材の確保に関するノウハウの伝達に努め、各都道府県福祉人材センターの業務を支援する。	002739
		53百万円	53百万円				
(13)	福祉サービスの第三者評価等事業 (平成12年度)	12百万円	12百万円	12百万円	-	全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。 1. 全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会を設置し、都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 2. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修における指導講師を養成するための評価調査者指導者研修会等を開催する。	002740
		12百万円	12百万円				

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
11	福祉・介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム)	87%	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	87%以上	当該加算は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行ったもの。 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、取得率の増加を目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数 ・分子X:福祉・介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数 ※基準年度の基準値については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における加算一本化前の福祉・介護職員処遇改善加算の取得率を用いている。	福祉・介護職員等の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に福祉・介護職員等処遇改善加算が活用されるよう、取得を促進するための様々な取り組みを実施しているところである。そのため、取得率を常に向上させることを目標とするため、過年度の取得率を上回る数値を目標値としている。	
(指標11関係参考)	福祉・介護職員処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標12】	83%	令和2年度	86%	令和5年度	-	-	86%	86%		< * 令和5年度まで > 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標11(福祉・介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	令和5年度実績値の算出方法は、分母:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(129,374箇所)、分子:福祉・介護職員処遇改善加算を取得した事業所数(111,897箇所)から算出している。	
						81.1%	84.0%	85%	87%				
(指標11関係参考)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標13】	46%	令和2年度	60%	令和5年度	-	-	60%	60%		< * 令和5年度まで > 当該加算は経験・技能のある障害福祉人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標11(福祉・介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	令和5年度実績値の算出方法は、分母:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(129,374箇所)、分子:福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所数(74,703箇所)から算出している。	
						-	51%	54.0%	58%				
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
12	障害福祉人材の勤続年数					7.0年	7.2年	7.6年	7.6年		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。		
13	障害福祉人材の平均賃金(月額)					29.4万円	28.9万円	29.8万円	30.4万円		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。		
達成手段3 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額										
(17)	障害福祉サービス事業所等サポート事業 (令和6年度)	80百万円 58百万円	37百万円 37百万円	37百万円	11	・都道府県等が行う福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援する体制を確保し、事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進する。						002814	
施策の予算額(千円)		令和4年度 63,466,041				令和5年度 62,068,683				令和6年度 69,907,419		政策評価実施予定時期	令和4年度
施策の執行額(千円)		58,254,929				57,584,451							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和4年2月25日		看護、介護、障害福祉、保育など現場で働く方々の収入を引き上げるとともに、賃上げしやすい環境整備に取り組みます。			